

京都府食の安心・安全行動計画の骨子(案)に対する府民意見募集結果の概要

1 募集期間 平成 21 年 10 月 9 日(金) から平成 21 年 11 月 8 日(日)まで

2 意見提出件数 10 人・団体 / 66 件

3 主な意見の要旨及びこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
相互理解と府民参画	(1)食育関係 子どもだけでなく、その親や家族を対象とした食の安全学習を考慮してほしい。 生産現場を体験できる機会について、京都府で統一した体験プログラムを作成してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全学習については、栽培や調理などの体験と合わせて理解を深めることが大切と考えております。食育は府民みんなで進めており、各地で増えてきました栽培体験や調理講習等において、食の安全学習も行われるよう参画・支援していくこととしています。</li> </ul>
	(2)情報提供 府の出前学習の内容を充実してください。  情報提供の推進に当たっては、「グッド・ニュース」を提供してほしい。 農薬について、使用方法を守れば安全であることや生産者が消費者ニーズに応えるために努力していることも府民に情報提供してほしい。また、不十分な情報を流して、風評被害につながることをないよう留意してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前語らいについては、団体の要望に応じた内容で対応していますので、今後も御活用ください。</li> <li>検査結果等について、積極的に公開していくこととします。</li> <li>農薬については、国で実施しているリスク評価やリスク管理を踏まえて、リスクコミュニケーション等によって理解を深めることが必要であると考えます。また、情報提供に当たっては、正しい情報を伝えることにより、風評被害をなるべく小さくすることが重要であると考えます。</li> </ul>
	(3)リスクコミュニケーション リスクコミュニケーターやリスクコミュニケーションの内容が明確になっていない。 消費者用パンフを作成し、生産者や流通業者との交流の場が望まれる。  相互理解と府民参画を推進する上で消費者団体の役割を積極的に示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な立場の者がお互いに理解し、食の安心・安全を高めていくことを目指しているリスクコミュニケーションにおいて、様々な立場や主張を理解し、意見や論点を明確にし、相互の意思疎通を円滑にする役割を担うのがリスクコミュニケーターであると考えています。具体的な取組に当たっては、効果的な方法を工夫してまいります。</li> <li>消費者団体との連携は必要なことであると考え、事業者団体、生産者団体も含めて主体として位置づけることとします。</li> </ul>

	<p>(4)府民参画</p> <p>連携・協働の具体的な関係組織づくりが必要だが、食育ネットワークやくらしの安心・安全ネットワークとの連携・活用あるいは新設・再編を検討してはどうか</p> <p>サポーター及び機動班の設置は歓迎すべき点として評価する。</p> <p>食の安心・安全協働サポーターの目標数値について、もう少し現実的な目標にすべき</p> <p>意見交換会やシンポジウムを継続してほしい。</p> <p>食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、引き続き住民を意見をも求めなければならない、という法令の趣旨にそった取組をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のそれぞれのネットワークにおいても食の安心・安全に関する取組が進められており、連携することが可能な部分については、効果的な方法で活用していきたいと考えます。</li> <li>知識や理解を広めたり、実際の行動につなげるに当たりサポーターの果たす役割は大きいと考え、個人だけでなく、団体についても位置付けていくこととします。なお、数値目標としては、大きな目標を掲げて取り組んでいくこととします。</li> <li>行事については、効果的なものとなるよう内容を検討して実施します。</li> <li>食品衛生監視指導計画については、住民の意見を反映して策定します。</li> </ul>
<p>監視・指導の強化</p>	<p>(1)消費者被害防止</p> <p>消費生活安全センターが食の安心・安全の課題について司令塔となる視点が欠けている。</p> <p>近隣府県との連携を図るために定期協議会を設置して会議を定期開催してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者重視の視点に立った消費者行政となるよう、知事をトップに各部が連携し、消費者事故等に対して迅速に対応します。</li> <li>テーマごとに近畿府県の担当で集まる場を活用し、必要な連携を進めることとします。</li> </ul>
	<p>(2)食品表示</p> <p>食品関連事業者を対象とした研修会をそれぞれの業種別に開催し、数値目標の中に組み入れてほしい。</p> <p>気軽に相談できるよう食品産業協会に食品表示について気軽に相談できる窓口を設置する。</p> <p>食品表示 110 番を食に関する 110 番に改めて、広く府民から情報提供を求めるツールとすることが必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品関連事業者向けの研修会は、府のみでなく事業者団体等も実施しています。</li> <li>京都府では食品表示 110 番を設置し、食品関連事業者からの相談に応じています。</li> <li>食品表示 110 番に相談のあった案件については、権限のある機関に回付して、実効性のある対応を行ってまいります。</li> </ul>
	<p>(3)家畜伝染病</p> <p>家畜伝染病の予防対策などについては、引き続き監視強化をしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜伝染病の予防対策に、引き続き取り組みます。</li> </ul>

安心・安全の基盤づくり	<p>(1)安全な食品の確保</p> <p>安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保のための研修会の開催を進めてください。</p> <p>GAP モデル農家、エコファーマー、エコ京都 21、きょうと信頼食品登録業者、京のブランド産品などの認定・登録などについて、中小零細規模のものに対して丁寧な指導、援助することが重要</p> <p>食品安全管理手法について、中小事業者が多い京都府の事情に適した取組が必要</p> <p>直売所の食品の安全確保について具体的な協議をすすめるべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、農薬の適正使用に関する研修会や食品衛生に関する研修会を開催するなどの取組を進めます。</li> <li>事業の実施や指導に当たって配慮することとします。</li> <li>今回の行動計画で自主的な残留農薬の分析について盛り込んでいますが、引き続き適正な農薬の指導を行います。</li> </ul>
	<p>(2)安心感向上</p> <p>農産物のトレーサビリティの情報公開の品目が増えることは、歓迎する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供品目数の増加を目指した取組を進めます。</li> </ul>
	<p>(3)環境配慮</p> <p>家畜の飼養管理にかかわる環境規範に基づくモデル農家を増加させる取組を入れてください。</p> <p>エコファーマー数を目標から削除して、特別栽培米の面積、土づくり面積、出荷量、土壌分析による施肥する農家数とか目標設定をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すでに広く普及しており、モデル農家を増加させる段階ではなくなりましたので、記載していません。</li> <li>エコファーマー数は、重要な指標の1つであると考えていますので、引き続き目標を設定して取組を進めます。その他に、特別栽培米の栽培面積について、目標を設定することとします。</li> </ul>
管理・公表	<p>冊子にするに当たっては、写真等を挿入したり用語集を付与して、読みやすいものにしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食の安心・安全行動計画につきましては、議会の議決を経た後、府民のみなさまに広くお知らせしていくことが必要であると考えていますので、その際にわかりやすいものとなるよう工夫します。</li> </ul>
その他	<p>食の安全基本法にあるように、行政の責務、事業者の責務、消費者の責務と各々の役割が相互に機能することを明記する。</p> <p>現在の行動計画を総括した上で新たな行動計画が策定されるべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全基本法、京都府食の安心・安全推進条例等においてすでに規定されている責務や役割については、あえて記載していませんが、当然前提としております。</li> <li>現在の行動計画の取組を継続している中でありますので、現状を踏まえた上で課題を認識し、新たな行動計画を策定しております。</li> </ul>

<p>審議会に部会やワーキンググループや食の安心・安全府民会議を設定してください。</p> <p>京都市の取組内容との整合性を検討して具体化すべき</p> <p>JAS 法の表示やポジティブリスト制度がわかりにくく、誤解や混乱があるので、国に働きかけてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在審議会には、専門委員として食品安全情報評価部会及び遺伝子組換え作物交雑防止検討部会があります。また、既存のネットワークがある中で新たな組織を作る場合には、屋上屋を架すことがないように配慮が必要と考えます。</li> <li>・ 法に基づく権限を持つ分野について新たな事業を実施する場合は事前に調整を行っていますが、既存の事業については事業者及び消費者双方にとってわかりにくいこともあり課題であると考えています。</li> <li>・ 京都府では、表示に関する規制が複数の法令に規定されていて複雑であることから、国に対して食品表示法(仮称)の制定を提案しています。</li> </ul>
--	---